

R8 年度久留米市家事・育児訪問支援事業の概要

1 目的

久留米市では、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭に対して支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業を実施します。

2 対象者

本市に居住し、原則 18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までの者がいる家庭のうち、下記に該当する家庭。

- (1) 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦がいる家庭及びそれに該当するおそれのある妊婦がいる家庭
- (4) その他市長が特に支援が必要と認めた家庭

3 支援内容

- (1) 家事支援（食事の準備・片付け、洗濯、掃除、買い物代行など）
- (2) 育児支援（育児のサポート、保育所等への送迎支援など）

※支援員の派遣は原則 3 か月以内で、必要と認められれば更新可。原則週 2 回、1 日当たり 1 回 2 時間以内とし、本市が作成した派遣計画書に沿って行うものとします。

※活動時間は年始年末（12/29～1/3）を除き、原則 8 時 30 分から 18 時 00 分までとします。

4 委託料

- (1) 基本分（事業者が利用者から直接集金した金額を含む）：
1 時間当たり 3,000 円・1 回当たり 1,860 円
- (2) 事務費等：1 回につき 1,000 円

5 利用者負担額

下記のとおりとし、事業者が利用者からに直接**集金**するものとします。

(4で算定した基本分と利用者負担額との差額を委託料として請求に基づき、市より支払う)

世帯区分	利用者負担額	
	1時間当たり	1回当たり
①生活保護世帯	0円	0円
②市民税非課税世帯	0円(300円)	0円(190円)
③市民税所得割課税額77,101円未満世帯	0円(600円)	0円(370円)
④その他の世帯	1,500円	930円

※②については年間96時間、③については年間48時間を超えるとカッコ内の額になります。

※課税状況が上記表中②～④に該当しても、世帯の状況により無料となる場合があります。

6 事業参加資格

次の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 居宅を訪問する事業者において、家事支援又は育児支援の事業実績があり、当該事業所での事業開始から1年以上の実績がある事業者
- (2) 久留米市内に事業所があり、事業の実施のために派遣可能な従事者を有していること。
- (3) 事業責任者として、常勤の職員(兼務可)を配置できること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (5) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと
- (6) 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)、地方税等を完納していること
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)ではないこと、または法人であってその役員が暴力団員ではないこと

7 申請方法

(1) 申請書類

久留米市家事・育児訪問支援事業参加資格審査申請要領(以下、「要領」という。)の各書類を揃えて提出してください。

- ・久留米市家事・育児訪問支援事業参加資格審査申請書(要領第1号様式)
- ・予定従事者調書(要領第2号様式)
- ・役員等調書及び照会承諾書(要領第3号様式)

・納税証明書

申請日以前、3 カ月以内に発行された以下の証明書を提出すること。

【国税】 国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）（「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の納税証明書） ※所轄税務署で発行

【県税】 所在地の県税に未納がない証明（所在地の県税及び地方法人特別税について、未納の税額がない旨の納税証明書） ※県税事務所で発行

【市税】 所在地の市税に滞納がない証明 ※久留米市の場合、市役所本庁舎、総合支所、市民センターで発行

(2) 提出先

久留米市子ども未来部

こども子育てサポートセンター子ども総合相談チーム

（持参もしくは郵送）

8 事業参加資格有効期間

申請書類に基づき事業参加資格を満たしているかどうかを審査し、通知します。

事業参加資格有効期間は、令和8年4月1日（申請書類の提出が令和8年4月以降の場合は審査通知日から）～令和11年3月31日までとなります。

9 事業者台帳への登載

事業参加資格審査の結果、要件を満たしていると判断した事業所より見積書を徴取し、委託契約を締結した事業所者を事業者台帳へ登載します。なお、委託契約は年度毎に行うこととします。

10 申請の無効

申請者が次のいずれかに該当する場合は、当該申請を直ちに無効とします。

- (1) 上記6の事業参加資格に該当しないと認められるとき。
- (2) 申請書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 申請に際し不正の行為が認められるとき

11 その他留意事項

- (1) 申込書類の作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とします。
- (2) 提出された書類の返却は行いません。
- (3) 必要に応じて、申請者に対して説明を求めることがあります。
- (4) 申請を取り下げの場合は、取下書（任意の様式で差し支えありません。）を提出してください。
- (5) 事業の委託契約締結後であっても、本要領に定める申請者の資格を満たさなくなった場合、また、仕様書に基づく事業実施が行われていない場合は、事業者台帳から削除するとともに、委託契約を解除することがあります。
- (6) 事業参加資格有効期間中に予定従事者の追加があった場合は、久留米市家事・育児訪問支援事業参加資格審査申請内容変更届出書（要領第4号様式）および追加分

の予定従事者調書（要領第 2 号様式）の提出をお願いします。

- (7) 事業参加資格有効期間中にその他の変更があった場合は、久留米市家事・育児訪問支援事業参加資格審査申請内容変更届出書（要領第 4 号様式）および必要書類（任意の様式で差し支えありません。）の提出をお願いします。

1.2 事業開始までのスケジュール

No	内容	日程
1	募集案内の連絡	令和 8 年 3 月頃
2	事業説明会 (参加希望者のみ)	令和 8 年 4 月 24 日 (金) 19:00～ 令和 8 年 4 月 28 日 (火) 19:00～
3	応募書類の申込受付期間	令和 8 年 5 月 1 日 (金) ～令和 7 年 5 月 22 日 (金)
4	契約締結	令和 8 年 6 月 1 日 (月) 頃
5	オンライン研修	令和 8 年 6 月 3 日 (水) ～令和 8 年 6 月 19 日 (金) (期間中に視聴必須、その後受講報告書の提出必要あり)
6	普通救命講習	令和 8 年 6 月 25 日 (木) 19:00～ (予定) 受講予定者が 10 人未満によっては中止になり、各自で受講していただく場合もございます。
7	事業開始	令和 8 年 7 月 1 日 (水)

1.3 事業説明会の開催

(1) 日時・場所

日時：(第 1 回) 令和 8 年 4 月 24 日 (金) 19:00 から

(第 2 回) 令和 8 年 4 月 28 日 (火) 19:00 から

※どちらも同じ内容になります。ご都合のつく日にご参加ください。

場所：(第 1 回) 久留米市役所 3 階 308 会議室

(第 2 回) 久留米市役所 3 階 308 会議室

(2) 参加に関する留意事項

ア 希望者のみの参加とします。

イ 会場の都合上、1 事業者につき 2 名以内の参加とします。

ウ 説明会に参加する場合は、所定の様式（説明会参加申込書）により、令和 8 年 4 月 27 日 (月) の 17 時 15 分までに所管課へメールの送信をお願いします。

エ メールの件名は、「4 月●日久留米市家事・育児訪問支援事業業務委託（説明会参加申込〔事業所名称〕）」と明記してください。

オ 事業概要等の資料は、各自ご持参下さい。

1.4 質疑について

本事業に関する質疑については、以下のとおりとします。

(1) 受付方法

ア 所定の様式（質問書）に記入の上、所管課までメールで提出してください。

イ メールの件名は、「4月●日久留米市家事・育児訪問支援事業業務委託（質問）
〔事業所名称〕」と明記してください。

(2) 質疑提出期限

令和8年4月30日（木）17時15分まで

(3) 回答方法

寄せられた全ての質問に対する回答を令和8年5月15日（金）までに説明会参加事業者へメール等で連絡します。

1.5 契約手続き等

(1) 提出書類により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる事業者を受託者として決定し、契約を締結します。審査結果は事業者へ通知します。

(2) 契約書案は本市が作成します。

1.6 研修について

5月に事業者への研修を計画しています。

(1) オンライン研修

日時：令和8年6月3日（水）～令和8年6月19日（金）の間に、各事業所の従事
予定者は指定された動画の視聴後、5月中に受講報告書の提出をお願いします。

(2) 普通救命講習

日時；令和8年6月25日（木）19:00から（予定）

場所：久留米市役所2階 くるみホール

※受講予定者が10名未満の場合は、中止とします。（10名以上の参加がないと
講習が開催できません）

※普通救命講習について、講習が開催できなかった場合や、当日の受講が難しい時は、別途、消防署が実施する普通救命講習を必ず各自で受講して下さい。

問合せ先

〒830-8520 久留米市城南町15-3

久留米市子ども未来部

こども子育てサポートセンター

子ども総合相談チーム

電話：0942-30-9302 FAX：0942-30-9718

メール：kokosapo@city.kurume.lg.jp